

国 不 建 第 101 号
令和 7 年 11 月 18 日

各府省庁主管担当課長

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

公共工事の発注における入札金額の内訳について（通知）

令和 6 年 6 月 14 日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととなりました（入札契約適正化法第 12 条）。これを踏まえ、入札金額の内訳の取扱いについて運用上の留意点をお示ししますので、格別の配慮をお願いいたします。

独立行政法人、特殊法人等を所管する各府省庁におかれては、所管法人に対しても、本通知の周知をお願いいたします。

記

1. 入札金額の内訳を記載した書類（以下「内訳書」という。）については、見積能力のない者や見積りをせずに入札に参加する者を排除するため、全ての入札参加者についてその提出を求めること自体に大きな意義があります。その上で、提出された内訳書については、各発注者の体制に応じ、適切に確認を行うことが求められます。
2. なお、通常、開札から直ちに行われる再度入札については、内訳書の再提出は物理的に困難であると考えられることから、内訳書については、最初の入札に係る申込みの際の提出を想定しています。ただし、発注者の判断により再度入札において提出を求めることを否定するものではありません。
3. 提出された内訳書の具体的な取扱いについては、
 - ・ 公告等において入札説明書等に定めることにより、内訳書の内容に不備（例えば入札書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とすること
 - ・ 低入札価格調査の際に他の入札参加者の内訳書の内容と比較する等により活用すること
 - ・ 談合情報が寄せられた場合等談合の可能性が疑われるときに、提出された内訳書の内容を比較する等により、必要に応じて、入札手続を中止する、関係機関に内訳書を提出する等の対応をとることなどが考えられます。また、既に独自の取扱いを行っている発注者におかれては、本通知の内容に適合することを確認した上で、その取扱いを継続していただいても差し支えありません。
4. 内訳書の確認の時期については、公正性の観点から入札書及び内訳書の提出期限後とする必要があります。
5. 内訳書には、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないため、これらを反映した様式を事業者等に示すなど、発注者は適切な対応を行うことが求められます。
6. 土木工事・建築工事で用いる内訳書の例について参考としてお示いたします（別添1、2）。また、工事発注量の少ない発注者を想定した簡易な内訳書の例を別添3のとおり作成しましたので、必要に応じてご活用ください。なお、様式の見直しに時間を要するなどの場合においては、改正法により新たに明示することとなった費用について、既存様式の欄外での明示又は別様式による提出でも差し支えありません。
7. 改正法により新たに明示することとなった費用の提出・確認については、改

正法の公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日から施行されますが、施行の際現に入札に付されている公共工事については、柔軟な対応を行うことは差し支えありません。

別添1：土木工事で用いられる内訳書の例

別添2：建築工事で用いられる内訳書の例

別添3：工事発注量の少ない発注者を想定した簡易な内訳書の例

附則

1. この通知は、改正法の公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日から施行する。
2. 「建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う入札金額の内訳書の取扱いについて」（平成26年12月25日付け国土入企第23号）についてはこの通知の施行とともに廃止する。